

# 東日本大震災（原子力災害）に係る 地方税制改正（県税関係）のあらまし

## 【不動産取得税】

### 1 代替家屋の取得に係る特例

警戒区域※内にある家屋の所有者等が、その家屋に代わる家屋（代替家屋）を警戒区域が設定された日から解除された日以後3か月を経過する日までの間に取得した場合等には、警戒区域内にある家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする措置を講じる。

### 2 代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

代替家屋の敷地の用に供する土地で、警戒区域内にある家屋の敷地の用に供されていた土地（対象土地）に代わる土地を警戒区域が設定された日から解除された日以後3か月を経過する日までの間に取得した場合には、対象土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする措置を講じる。

## 【自動車取得税】

### 1 代替自動車の取得の非課税

警戒区域内にある自動車で、用途廃止等がなされたものに代わる自動車（他の自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

### 2 納税義務の免除等

他の自動車を取得した後に、警戒区域内の自動車の用途廃止等がされた場合には、その取得が警戒区域が設定された日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、他の自動車に対する自動車取得税に係る納税義務を免除し、既に徴収した場合には還付する措置を講じる。

## 【自動車税】

### 1 警戒区域内自動車に係る特例

警戒区域内にある自動車で、用途廃止等がなされたものに対しては、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税が課されないようにする特例を講じる。

### 2 代替自動車に係る自動車税の非課税

警戒区域内にある自動車で、用途廃止等がなされたものに代わる自動車（他の自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税を非課税とする。

### 3 納税義務の免除等

他の自動車を取得した後に、警戒区域内の自動車の用途廃止等がされた場合には、その取得が警戒区域が設定された日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、他の自動車に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に係る納税義務を免除し、既に徴収した場合には還付する措置を講じる。

※警戒区域：東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域